

岡崎市監査委員公告第16号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに岡崎市監査基準第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和 7 年 9 月 29 日

岡崎市監査委員	高	橋	重	長
同	石	川	真	司
同	畑	尻	宣	長
同	杉	浦	久	直

保育園・こども園定例監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象			実 施 日
六ツ美西保育園	岩松保育園	梅園こども園	令和7年8月6日

3 監査の対象期間

令和7年4月1日～令和7年8月6日

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、各保育園長等の説明を聴取し、かつ物品の管理状況について実査を行った。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

保育園

契約事務について、2 者以上の者からの見積書の徴取等が必要であると思料される物品購入を分割して、契約しようとする者のみの見積書により随意契約を行っているものがあつたため、契約規則に準拠した適正な処理をされたい。なお、所管課である保育課において、周知、指導及び確認を徹底されたい。